

大学教育としての体育のあり方について

佐川和則

1. はじめに

編集委員会からいただいた指定表題は「教育としての大学体育のあり方」であった。このコンテキストを裏から見ると、教育としてではない大学体育が存在するように受けとれる。大学の教育科目が教育機能以外の目的で開設されることはなく、よって誤解を招かないよう、かつてながら表題のようにテーマを変更させていただいた。

本稿は、大学で開設されている体育関連科目の中で、とりわけ運動教材を用いた実習科目としての、いわゆる「体育実技」(各大学での名称はさまざまである)を対象に、それを取り巻く現在の状況を概観し、1991年の大学設置基準の改正後に各大学が取り組んでいる教育改革の中で体育がいかなる役割を果たしうるのかについて考察してみたい。

2. 大学教育をとりまく現状について

2005年度、増え続けていた日本の人口はとうとう減少に転じた。減少をはじめの時期は予測よりも数年早く、推計の1つによれば今後の100年間でわが国の人口は半減するという。2005年度の合計特殊出生率は1.26(推定)で、人口を維持する最低限度の理論値である2.08を大きく下回っている。少子高齢化の影響は、経済・産業構造、年金・社会保障や雇用・労働などにとどまらず、消費や教育など社会生活全体に及んでいる。文部科学省が全力で進める教育改革も、この少子化への対応という側面が大きい。

現在、各大学が取り組む教育改革(教育課程の改訂、自己点検・評価、シラバスの有効利用、FD等)は、今に始まったことではなく、わが国

の大学制度発足以降繰り返し提言されてきたのであるが、その都度大きな進展はなく推移した(松島、1996)。しかし1991年の大学設置基準の大綱化をひきがねとする今回の改革は、各大学が生き残りをかけて取り組んでいるとみてよいだろう。この背景には、前述したような少子化による18歳人口の激減という事態があるのである。文部科学省が2005年8月10日に発表した「平成17年度学校基本調査速報」によれば、過年度高卒者を含む大学・短期大学への進学率は51.5%と過去最高になったという。18歳人口の減少は、大学・短期大学への進学率を高めるが、それでも定員割れを生ずる学校の増加をくいとめることはできず、これらの学校の廃校も増加させると予想している。それゆえ各大学・短期大学が取り組む教育改革は文字通り死活問題となっている。

マーチン・トロウ(1976)は、同年齢人口の大学進学率が50%を超えると大学のユニバーサル化が始まると指摘する。ユニバーサル化とは、単に量的拡大を意味するのではなく、質的变化をも包含している。一方、「生きる力」を伸ばすことを目標に掲げ、2002年度から実施された学習指導要領(いわゆる「ゆとり教育」)は、子供たちの「生きる力」と教科的知識との両方に二重構造を招いたとされる。それでも全入の時代であれば、それらの能力を十分に獲得できなかった子供たちをも大学に数多く輩出し、さらには高等学校における科目選択の幅の拡大もあいまって、大学には知的・認知的能力や価値観の異なる“多様な”青年が数多く入学することとなる。文部科学省は学力低下の批判もあって、その約2年後には「ゆとり教育」を実質的に修正したものの、それは「生きる力」の獲得を高等学校以降の高等教育機関に先送りしたに過ぎない。つまり、自然発生的に多

様化した生徒と教育行政の結果として多様化した生徒の進学が、大学教育の一層の複雑化を招来し、今日の教育改革を避けて通れないものになっていると考えられる。

では、大学は知的・認知的能力のさまざまな発達段階にあり、心身のさまざまな成熟度にある学生に対し、いかなる教育コンテンツを準備できるであろうか。「我が国の高等教育の将来像」(中央教育審議会答申、2005)によれば、大学は、①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野(芸術・体育等)の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会的貢献機能(地域貢献機能、産学官連携、国際交流等)等の教育・研究の機能を併有しているという。そして、各大学および各学部は、これらの比重を明確にすることにより、各機関の個性・特色ある性格付けを行うべきだとしている。このことは、入試に代わってなるべく均質な学生を受け入れるシステムの構築を提唱しているといつてよい。とはいえ、このようなシステムが機能したとしても、多くの大学・短大では経営的問題として、依然として多様な学生を受け入れることになろう。最近の大学では、初年次開講科目として、リメディアル教育と称し基礎学力不足を補うための補習授業を実施したり、リテラシー教育やライフスキルを学ぶ場としての基礎ゼミを開講するところが増えている。しかしこのような補足的教育や学部基礎教育だけで、このユニバーサル化に十分に対応できるとは考えにくい。私はこの対策の一つとして、体育を含む教養教育の復権が必要であると考えている。

3. 大綱化による教養教育の後退

臨時教育審議会(1987年8月～1987年8月)の提案を受けて発足した大学審議会(1987年9月～2000年12月)は、大学教育研究の高度化・個性化および組織運営の活性化に関わる一連の答申を行った。このうち、「大学教育の改善について」(1991年2月)は、大学教育に多大な影響を及ぼ

すこととなった。この答申を受け、1991年6月に大学設置基準が改正され、新制大学発足時から堅持されてきた教養教育と専門教育の区分および教養教育内の科目区分(一般教育、外国語、保健体育)が廃止されたからである。この大学設置基準の大綱化は、「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように適切に配置されなければならない」と謳ったものの、実際には学部主導の改革により、ほとんどの大学では、専門教育の重視および/または教養教育の軽視から教養部の解体が急速に進む結果となった。

新制大学の発足以来、教養教育は人間形成の中心的役割を担ってきた。教養とは「心を豊かにする文化的な知の総体であって、それは教えてもらったり、覚えたりするという性質のものではなく、自ら考え、理解する中で身につけ築いていくもの」(立花、1998)である。また、扇谷(1991)が指摘するように、教養教育の目的は、特殊な能力の開発ではなく、共通の「人間性の開発」と「専門技術の奉仕すべき目的の解明」にある。これにより、「広い視野」に立って「総合的判断」をなす「個人の高い教養」を育てるのである。たとえば、現代社会の象徴的問題としての臓器移植、環境破壊や遺伝子工学等に係わる問題は、専門的知識の追求からでは解決が困難であることは自明である。ここではバランスのよい人間性と学際的な知識による総合的な判断が要求されるのである。

専門教育の過度な重視は部分的人間の養成に偏り、全体的人間の育成には否定的に働いたろう。大学教育の現状は、大学審議会が大学設置基準の大綱化の答申で当初期待していた「教養教育重視」の方向から遠く離れたものになっており、多様化・複雑化した学生に適切に対応できる教育プログラムやコンテンツをいまだ有しているとはいえない。たとえある大学が世界的研究・教育拠点としての学部機能を打ち出したとしても、本来の意味での教養教育の重要性はさらに増すこととなるであろう。

4. これまでの体育実技

これまでの議論で、現在進んでいる大学の教育改革には、教養教育の復活が必要であることを主張してきた。それでは、体育はこれからの大学教育の中でどのような役割を果たすのであろうか。保健体育審議会答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」(1997年9月)は、大学体育の基本的方向として、「大学設置基準の改正など一連の大学改革の流れの中で、各大学においては、真の大学教育の目指す人間教育、人間発達、人間形成とは何か、大学教育を受けた人間の教養ある姿とはいかなるものかを深く、かつ広く考え、それに対応する体育授業の創意工夫を積み重ねる必要が、従前以上に生じてきている」と指摘した。また答申は、大学体育の基本的目標は、「その際、学生の心身の調和的発達を促し、心身の不調に対応できる体力の養成を図ること、健康やスポーツに関する科学的理論に裏付けられた運動実践を行えるようにすること、さらにスポーツの文化的価値(教養としてのスポーツ、文化としてのスポーツ)についての理解を図ることを通じて、スポーツがその学生にとって生涯にわたって心身ともに豊かな生活を送るための糧となるよう、学生の体系的認識や実践力を育てることが大切である」としている。つまり、全体的人間の育成も真の大学教育の方向だとし、それに対応する体育授業を工夫し、生涯スポーツの基礎を形成するのが大学体育だとしている。ここでは、いわゆる大綱化以前の大学体育授業への反省と、教養教育としての体育の果たすべき役割が再確認されたといつてよいだろう。

中村(2005)は、大学入学初年次に退学する学生の割合を、体育実技が選択制に移行する年の前後で比較し、それが選択制の採用以降に急増したことから、体育実技が初年次の大学適応という点で重要な役割を果たしていると考えしている。体育実技が教材とする運動・スポーツは、受講生に心理的高揚感や開放的気分を与えることから、自分の周りの人間との社会的結びつきを強固にし、

学生生活を豊かにする機能を有している。しかしこのような運動・スポーツが本来そなえている機能が、学生の交友関係や大学の経営状況に有効に働くとしても、それはあくまで副次的機能であって、体育実技を大学の一教科として実施する上での主なる目的とはならない。伴(2005)は、スポーツ種目を教材として、競技スポーツをおもな教授内容とする体育を「スポーツ種目多重型体育」と呼び、運動部活動やトレーニングジムでの運動実践で代替可能な体育であると批判する。このような形態の体育実技は大学設置基準の改正時にも批判の対象となり、われわれ体育教師は必修科目であることに安心し体育の本質を探索しそれを授業に活かす努力を怠ってきたことを大いに反省したのである。しかし、多くの大学では体育実技を「健康スポーツ」、「健康科学」、「生涯スポーツ」などと名称変更し、新しい体育の目的と授業法を模索したものの、実際は旧態依然の「スポーツ種目多重型体育」が継続されて行われている状況にある。学生の価値観の多様化はさまざまなニーズを生むが、学生のニーズと学生の要望とは別のものであるとの認識が必要であろう。学生の要望にまかせれば、体育実技はスポーツを一時楽しむだけのものとなることに注意せねばならない。われわれは、この大学教育の改革機運の高まりを好機と捉え、スポーツ種目教材主体の授業から脱却し、今度こそ教養教育に貢献できる真の体育を実践していくべきであると考ええる。

5. 教養教育としての体育のあり方

多くの大学で、「強くなる」「できるようになる」ことを目的とした従来のスポーツ種目型体育実技が継続される中、いわゆる大綱化を追い風として、新しい体育を創造しようとする努力がなされてきているのも事実である。

そのひとつは、自らの身体を“主体”として捉えなおそうという試みである。還元主義的帰納主義全盛の20世紀は、身体や動きをも“客体”として支配すべきものとする考え方が蔓延し、身体的な自己疎外を招いた。摂食障害や多発する傷害

事件などの社会問題も、このことと無縁ではないように思われる。このような硬直した身体に気づかせ考えさせる体育は、東洋的な身体技法を方法的な拠りどころとしており、「体ほぐし」「からだ気づき」や「ボディワーク」などという名称で実践されている。このうち「体ほぐし」は新学習指導要領(1998年改訂)にも盛り込まれ、小中高等学校で共通して実施することとなっている。しかし小中高等学校でこのような授業が実施されているにもかかわらず、大学体育の受講生が自身の身体を自分の所有物として取り戻している感はいまだ現場に乏しく、この点で社会に旅立つ前の最後の教育機会としての大学体育に対する期待は大きい。本稿は特集の巻頭言の性格を担うものと心得ているので、これ以上具体的な内容には立ち入らない。これらの授業法についての理論的背景や心身におよぼす具体的な効果などは、本特集の津田氏の記事「からだの教育、こころの教育」を参考にされたい。

これに対し、身体を“客体”として客観的に捉え、生理学、解剖学、物理学などを拠りどころに身体と動きを教育する授業が、「健康科学」や「運動科学」といった名称に変更され実施されている。歩行を教材とし、歩行速度の変化に対する心拍数や酸素摂取量の生体応答を観察する授業や、社会に氾濫する間違ったダイエット情報に対して正しい知識を学び安全で効果的な減量法を実践する授業などは、科学的理論に裏付けられた運動の実践を目指すものである。もちろんこれらの授業で意図しているのは、高等学校までの体育のように心身の発育発達を刺激すべくそれに必要な運動の質や量を求めようとするのではなく、生物学的ヒトの発育発達過程のピークを越え、あるいは超えようとしている自身の身体をよく知って、ほどよく丁寧に付き合っていく能力を養うことである。今日の高等学校までの体育の内容ではこのような要請に応えることはできず、このことは現在の大学体育の大きな使命である。筆者の所属する大学の体育実技(科目名は「生涯スポーツ」)では、数年前から学期の最初に「健康に関する体力要素」を測定し、受講生自身の体力を客観的に

把握しようとする試みを始めた。文部科学省の新体力テストのデータをにらみつつも、成人からの体力と健康との関係を考えようとする授業の一例である。われわれが「フィットネス・チェック」とよぶこの測定は、データの分析やその学生への還元という点で不完全であるが、今後の課題を含めた概要が高島氏の特集記事「フィットネス・チェックについて」にまとめられている。

上述した2つの例は、身体や動きを“主体”と捉えるか“客体”と捉えるかという点で両極端に位置するものであるが、実際はこの両者の間のさまざまなレベルで、“主体”と“客体”の融合を企図した授業が展開できるはずである。そしてこのような注意深く仕組まれた授業は、少数の体育教師だけの専売特許としてではなく、各大学や各学部の体育実技を担当する組織全体が採用するのが望ましいだろう。そのためには、組織が計画的にFDを企画し、われわれ教師は積極的にこれに参加するなどの、体育実技授業担当者自身の意識改革が必要である。

6. おわりに

結局のところ、大学教育としての体育は、教養教育の一端を担う科目として、自らの健康の維持・増進や心身ともに健康なライフスタイルの確立を支援するための“身体の教養”を教育するものといえよう。いうまでもなくこの場合の“健康”とは、心も体も一体となった包括的概念としての健康を指す。このような健康観に立つ場合、もはや健康な状態と病気の状態とは対立せず、心身がどのような状態にあっても、他人や社会と良好な関係を維持しつつ人生の目標や生きがいをもっていきいきと生活している状態こそが“健康”であると規定できる(健康観の変遷については、熊本氏の本特集記事「大学生の健康観と体力」に詳しい)。私は、体育が、このような健全な“will power”をもった全体的人間の育成に貢献するものと信じている。

7. 文献

- 扇谷 尚 (1991) 大学教育改革と保健体育の将来像 3. 高等教育の多様化と一般教育 不昧堂出版：東京 pp40-48
- 篠原 稔 (1998) インテリジェント・ボディ ～教養としての身体の知～ 体育の科学 48(10)：813-817
- 立花 隆 (1998) 東大生諸君、これが教養である. 文芸春秋 6月号：360-373
- 中村知浩 (2005) 日本体育学会第 56 回大会組織委員会企画シンポジウム「大学体育における新たな挑戦：初年時教育としての大学体育」
- 伴 義孝 (2005) 大学における体育の必要性 体育の科学 55(9)：676-680
- マーチン・トロウ (1976) 高学歴社会の大学 UP 選書
- 松島 宏 (1996) 大学体育を取り巻く状況と全国大学体育連合の対応 ～大学体育特別検討委員会発足の背景～ 大学体育 59：40-49